

海外市場開拓支援事業費補助金 募集のご案内

和歌山県及びわかやま産業振興財団では、海外市場の開拓に向けて、海外の専門的な見本市へ出展する県内中小企業者に対し、その経費の一部を補助する「海外市場開拓支援事業費補助金」の募集を行います。

1. 補助対象となる方

※下記①～④を満たす方が対象となります。

- ① 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第22項に規定する中小企業者・中小企業者グループ^{※1}及び同条第29項第1号、第3号及び第5号に規定する創業者
- ② 会期中、出品物の商取引を目的とした海外企業との商談に対応できること。また、見本市出展後も、自らが主体的に海外企業との商談や出品物の輸出に関与できること。
- ③ 出展する見本市の開催国の言語または英語での商談用資料（企業情報・商品情報等）を備えていること^{※2}。
- ④ 現在、反社会的勢力またはこれに類似する企業に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

※1) 「中小企業者グループ」とは中小企業者が3社以上から構成される集団のことを指します。

※2) 本補助金申請時点で商談用資料がない場合は、見本市出展までに準備し、財団へ提出すること。

2. 補助対象となる事業

- ・ 事業内容 県内事業者が海外の専門的な見本市・展示会へ出展する事業^{※3}
- ・ 補助率 補助対象経費の2分の1以内
- ・ 補助額 1事業者（1団体）あたりの上限は100万円

※3) 申請事業は、海外販路拡大のために海外企業との商取引を目的とした商談が主な参加理由であること。自社等の広報や市場調査のみを目的とした参加は不可。

3. 補助対象期間

交付決定日～令和6年3月29日（金）まで

4. 補助対象経費^{※4}

小間料／会場装飾料／借料及び損料／見本市・展示会での配布資料等の作成費／翻訳料／メディア料／通信運搬費／保険料／通訳料／その他経費のうち理事長が必要かつ適当と認める経費

※4) オンライン展示会についての対象経費も対象となります。

詳細については当財団HP「[交付申請時の補助対象経費について（留意事項）](#)」をご参照ください。

5. 応募について

〔募集期間〕 令和5年2月13日（月）～3月15日（水） ※17:00 必着

〔応募方法〕 提出書類を揃えて、次ページお問い合わせ先までご持参または郵送してください。

なお、応募の際は必ず「[公益財団法人わかやま産業振興財団 海外市場開拓支援事業費補助金 交付要綱](#)」をご確認ください。

6. 提出書類

- (1) 補助金交付申請書 (word)
- (2) 事業計画書 (excel)
- (3) 収支予算書 (excel)
- (4) 事業内容の詳細がわかる書類の写し (見本市並びに出展商品の内容等)
- (5) 経費の積算根拠となる書類 (見積書等) の写し^{※5}

※5) 外国語の表記については、和訳をご記入ください。金額が外国為替で表示されている場合は、交付申請作成時における為替レートを用いて日本円に換算してください。なお、その際為替レートの根拠書類も併せてご提出ください。

- (6) 直近2か年分の財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書) の写し
- (7) 直近2か年分の法人税又は所得税申告書の写し
- (8) 和歌山県税の納税証明書 (県税に未納がないことを証明するもの)^{※6}
- (9) その他参考資料 (会社概要、製品案内、出展する見本市の開催国の言語または英語での商談用資料など)

※6) 発行から3か月以内のものに限る (コピー可)

7. 留意事項

- (1) 中小企業の内、次のいずれかに該当する者 (みなし大企業) は、この事業の補助対象者とはなりません。
 - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (2) 補助対象となる事業に要する経費が、国、県その他の機関の補助金で既に交付を受けている又は今後受ける予定がある場合、当該経費は補助の対象となりません。
- (3) **複数の海外展示会に出展される場合は、出展する予定の展示会それぞれについて事業計画書を記載いただきご提出をお願い致します。**
- (4) 補助金は精算払いです。出展事業終了後に提出された実績報告書をもとに、補助対象経費に係る支出根拠書類等を確認した後に支払いとなります。
- (5) 補助金交付の可否や補助金額については、審査会での審査結果をもとに決定します。
- (6) 本事業は和歌山県及び公益財団法人わかやま産業振興財団の令和5年度予算の成立が前提となります。
- (7) 財団が成果把握のために実施する各種アンケート (成約件数・金額、役立ち度、会期終了後のフォローアップアンケート等) にご協力ください。

8. 審査について

提出いただいた事業計画書等について審査会で審査し、審査結果をもとに、補助金の交付の可否及び補助金額を決定します。なお、本補助金の交付を初めて受けられる事業者を優先します。

9. お問い合わせ先

〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6F

公益財団法人わかやま産業振興財団 経営支援部 企業支援班 担当：橋詰・谷口

TEL 073-432-3235 / FAX 073-432-3314 / E-mail kokusai@yarukiouendan.jp